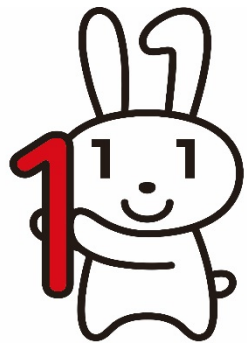




総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

公的個人認証サービス及び マイナンバーカードを巡る最新の動向



マイナちゃん

平成31年4月19日
総務省自治行政局



マイキーくん

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの身分証明書として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での身分証明が可能

カードの
券面記載事項

表



電子的な本人確認

✓インターネット等により、

どこからでも安全・確実に本人を証明

- 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続も、どこからでも安全にできる

✓今後、健康保険証としての利用や、

海外からのインターネット投票も可能に

✓さらに、将来的には

A I その他の様々な先端技術の活用を実現

- ＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

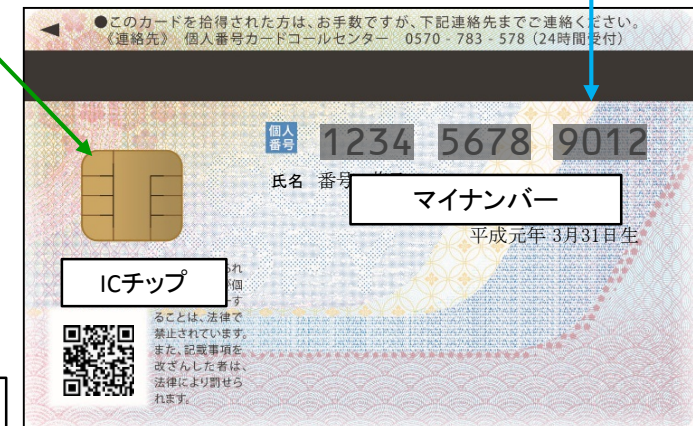
➡ **Society 5.0時代の必須ツール**

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、 自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に

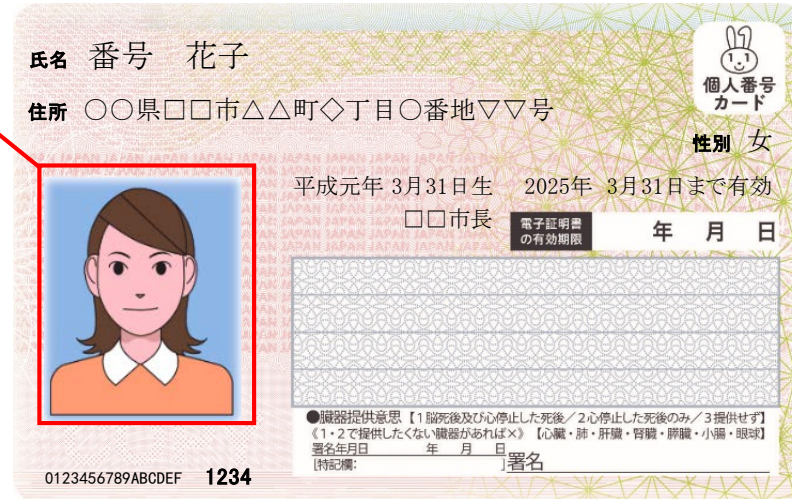
裏



マイナンバーカードは安全

なりすましはできない

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難。



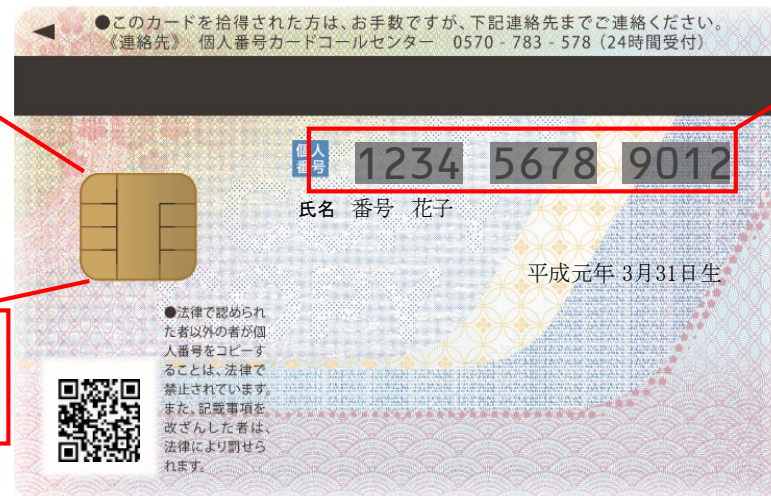
万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



大切な個人情報が入っていない

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されない。



マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

- ✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用は困難。

オンラインの利用にはマイナンバーは使われない

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成31年4月1日現在)

1 団体区分別

区分	人口 (H30.1.1時点)	交付枚数 (H31.4.1時点)	人口に対する交付枚数率
全国	127,707,259	16,566,976	13.0%
特別区	9,396,597	1,679,322	17.9%
政令指定都市	27,445,782	3,831,387	14.0%
市(政令指定都市を除く)	79,815,668	9,900,565	12.4%
町村	11,049,212	1,155,702	10.5%

2 区分別交付率上位10位

【特別区・市】

団体名	人口 (H30.1.1時点)	交付枚数 (H31.4.1時点)	人口に対する 交付枚数率
宮崎県都城市	166,409	48,481	29.1%
奈良県橿原市	122,945	29,996	24.4%
鹿児島県西之表市	15,681	3,648	23.3%
東京都港区	253,639	56,936	22.4%
東京都青梅市	135,248	30,316	22.4%
東京都台東区	196,134	43,677	22.3%
宮崎県串間市	18,904	4,160	22.0%
東京都中央区	156,823	34,260	21.8%
奈良県生駒市	120,596	26,132	21.7%
兵庫県芦屋市	96,373	20,645	21.4%

【町村】

団体名	人口 (H30.1.1時点)	交付枚数 (H31.4.1時点)	人口に対する 交付枚数率
新潟県岩船郡粟島浦村	355	191	53.8%
大分県東国東郡姫島村	2,090	919	44.0%
茨城県猿島郡五霞町	8,740	3,116	35.7%
福島県双葉郡富岡町	13,260	4,213	31.8%
福島県大沼郡昭和村	1,294	394	30.4%
沖縄県島尻郡伊是名村	1,481	449	30.3%
沖縄県島尻郡北大東村	572	145	25.3%
奈良県吉野郡上北山村	17,397	4,368	25.1%
福島県田村郡三春町	520	130	25.0%
福島県双葉郡大熊町	34,615	8,008	23.1%

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成31年4月1日現在)

3 都道府県一覧

都道府県名	総数(人口) 【H30.1.1時点】	交付枚数 【H31.4.1時点】	人口に対する 交付枚数率
北海道	5,339,539	574,695	10.8%
青森県	1,308,707	148,477	11.3%
岩手県	1,264,329	146,390	11.6%
宮城県	2,312,080	279,791	12.1%
秋田県	1,015,057	100,465	9.9%
山形県	1,106,984	101,926	9.2%
福島県	1,919,680	217,249	11.3%
茨城県	2,951,087	371,335	12.6%
栃木県	1,985,738	235,821	11.9%
群馬県	1,990,584	206,744	10.4%
埼玉県	7,363,011	941,438	12.8%
千葉県	6,298,992	896,477	14.2%
東京都	13,637,346	2,354,528	17.3%
神奈川県	9,171,274	1,507,574	16.4%
新潟県	2,281,291	209,440	9.2%
富山県	1,069,512	116,434	10.9%
石川県	1,150,398	111,776	9.7%
福井県	790,758	67,913	8.6%
山梨県	838,823	88,153	10.5%
長野県	2,114,140	221,914	10.5%
岐阜県	2,054,349	192,673	9.4%
静岡県	3,743,015	446,928	11.9%
愛知県	7,551,840	861,315	11.4%
三重県	1,834,269	198,526	10.8%

都道府県名	総数(人口) 【H30.1.1時点】	交付枚数 【H31.4.1時点】	人口に対する 交付枚数率
滋賀県	1,419,635	185,201	13.0%
京都府	2,563,152	329,184	12.8%
大阪府	8,856,444	1,289,175	14.6%
兵庫県	5,589,708	839,203	15.0%
奈良県	1,371,700	210,021	15.3%
和歌山県	975,074	96,103	9.9%
鳥取県	570,824	58,510	10.3%
島根県	691,225	79,948	11.6%
岡山県	1,920,619	203,526	10.6%
広島県	2,848,846	352,363	12.4%
山口県	1,396,197	179,276	12.8%
徳島県	757,377	78,526	10.4%
香川県	993,205	103,587	10.4%
愛媛県	1,394,339	145,216	10.4%
高知県	725,289	54,165	7.5%
福岡県	5,130,773	582,201	11.3%
佐賀県	833,272	90,404	10.8%
長崎県	1,379,003	185,908	13.5%
熊本県	1,789,184	223,096	12.5%
大分県	1,169,158	139,193	11.9%
宮崎県	1,112,008	196,187	17.6%
鹿児島県	1,655,888	192,689	11.6%
沖縄県	1,471,536	155,312	10.6%

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成31年4月1日現在)

4 男女・年齢別

年齢	人口(H30.1.1時点)			交付件数(H31.4.1時点)			人口に対する 交付枚数率			全体に対する交付件数割合		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全体	62,298,872	65,408,317	127,707,189	8,806,981	7,759,995	16,566,976	14.1%	11.9%	13.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～4歳	2,576,059	2,448,877	5,024,936	61,182	57,475	118,657	2.4%	2.3%	2.4%	0.7%	0.7%	0.7%
5～9	2,761,895	2,625,266	5,387,161	95,158	92,438	187,596	3.4%	3.5%	3.5%	1.1%	1.2%	1.1%
10～14	2,838,085	2,700,056	5,538,141	92,452	96,332	188,784	3.3%	3.6%	3.4%	1.0%	1.2%	1.1%
15～19	3,076,958	2,927,326	6,004,284	165,151	168,558	333,709	5.4%	5.8%	5.6%	1.9%	2.2%	2.0%
20～24	3,262,515	3,096,776	6,359,291	317,738	329,936	647,674	9.7%	10.7%	10.2%	3.6%	4.3%	3.9%
25～29	3,352,604	3,171,883	6,524,487	385,552	359,257	744,809	11.5%	11.3%	11.4%	4.4%	4.6%	4.5%
30～34	3,740,090	3,578,958	7,319,048	451,031	392,707	843,738	12.1%	11.0%	11.5%	5.1%	5.1%	5.1%
35～39	4,092,014	3,944,274	8,036,288	480,474	385,400	865,874	11.7%	9.8%	10.8%	5.5%	5.0%	5.2%
40～44	4,834,840	4,670,809	9,505,649	537,979	402,655	940,634	11.1%	8.6%	9.9%	6.1%	5.2%	5.7%
45～49	4,876,089	4,749,158	9,625,247	594,084	447,072	1,041,156	12.2%	9.4%	10.8%	6.7%	5.8%	6.3%
50～54	4,155,182	4,097,972	8,253,154	594,189	465,690	1,059,879	14.3%	11.4%	12.8%	6.7%	6.0%	6.4%
55～59	3,808,343	3,813,246	7,621,589	637,498	527,270	1,164,768	16.7%	13.8%	15.3%	7.2%	6.8%	7.0%
60～64	3,814,894	3,899,275	7,714,169	758,326	647,461	1,405,787	19.9%	16.6%	18.2%	8.6%	8.3%	8.5%
65～69	4,715,129	5,012,634	9,727,763	988,626	867,085	1,855,711	21.0%	17.3%	19.1%	11.2%	11.2%	11.2%
70～74	3,648,372	4,139,718	7,788,090	908,496	851,208	1,759,704	24.9%	20.6%	22.6%	10.3%	11.0%	10.6%
75～79	2,970,975	3,687,240	6,658,215	790,433	777,869	1,568,302	26.6%	21.1%	23.6%	9.0%	10.0%	9.5%
80～84	2,131,085	3,100,218	5,231,303	546,556	517,843	1,064,399	25.6%	16.7%	20.3%	6.2%	6.7%	6.4%
85～89	1,156,847	2,200,116	3,356,963	294,200	269,910	564,110	25.4%	12.3%	16.8%	3.3%	3.5%	3.4%
90～94	407,334	1,138,156	1,545,490	93,629	86,555	180,184	23.0%	7.6%	11.7%	1.1%	1.1%	1.1%
95～99	71,414	347,548	418,962	13,024	15,401	28,425	18.2%	4.4%	6.8%	0.1%	0.2%	0.2%
100歳以上	8,148	58,811	66,959	1,203	1,873	3,076	14.8%	3.2%	4.6%	0.0%	0.0%	0.0%

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

署

…署名用電子証明書

利

…利用者証明用電子証明書

AP

…空き領域AP

これまでの利活用シーンを更に拡大

身分証明書としての利用

- 運転免許証返納後にも利用できる顔写真付き身分証として活用(H31.11～旧氏にも対応予定)

⇒ 取扱範囲を更に拡大

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大(H29交付数:267万通)

⇒ H32年には、
対象人口1億人突破

利

職員証としての利用

- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)での先行導入
- 民間企業の社員証としての利用を働きかけ(H28.11～)(H31.1～TKC,NECに続きNTTComが活用開始)

⇒ 官民間問わず利用を更に拡大

AP

マイナポータル

- 子育て関連手続の申請・届出などをワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供(H29.11～)

⇒ 対象手続を更に拡大

利

オンライン契約等での利用

- 住宅ローンや、不動産取引などの民間でのオンライン契約等での利用(H29.4～)

⇒ 取引対象を更に拡大

署

利

マイキープラットフォーム

- マイナンバーカードを図書館等で利用可能にし、各種ポイントを自治体ポイントに変換、商店街等でも利用可能に(H29.9～)

⇒ 多機能化を更に充実・
反動減対策にも活用

利

新たな利活用シーンが次々と

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始(H32予定)
- 医療機関等での診療情報・調剤情報の閲覧等にも活用(H29・H30実証中)

利

インターネット投票での活用

- マイナンバーカードの海外利用を可能とし、実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現(検討中)

署

イベント等での活用

- 東京オリンピック等でのボランティア管理へ活用(H30実証中)
- コンサート等でもチケットの不正転売防止へ活用(H30実証中)

署

利

カジノ入場時の管理

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用

署

利

スマートフォンでの利用

- スマートフォンへの電子証明書の搭載(検討中)
- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中(H31.2:62機種)

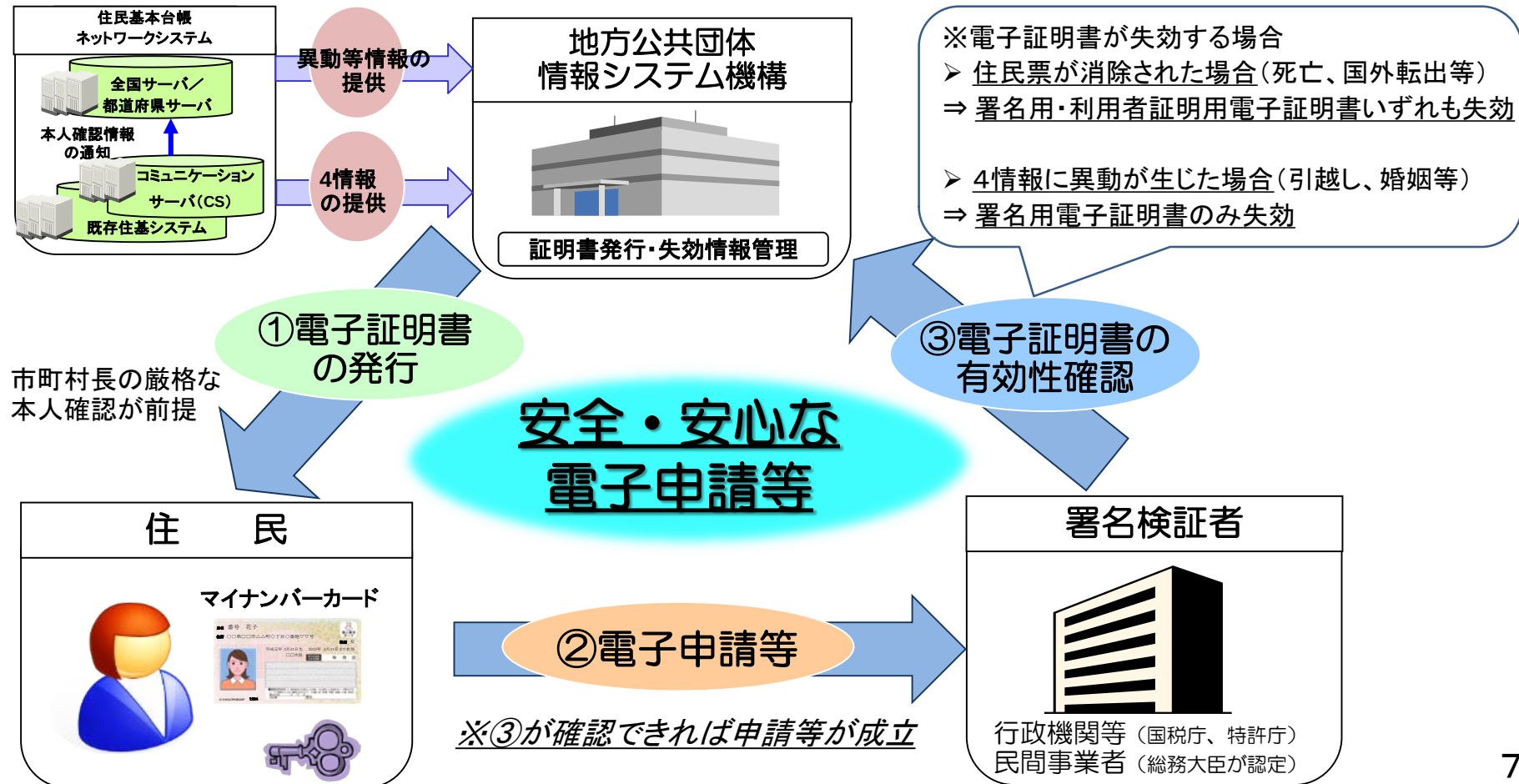
利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

公的個人認証制度の概要①（全体像と特徴）

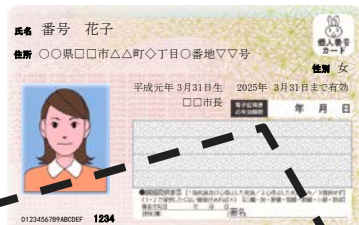
ポイント

※公的個人認証とは、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)による認証サービス

- 公的個人認証サービスは、電子証明書を用いて、成りすまし、改ざん、送信否認の防止を担保し、インターネット上での本人確認や電子申請等を可能とする公的なサービス。
- 電子証明書は、市町村が管理する「住民票」に基づき、市町村での対面による厳格な本人確認を経て発行。
- マイナンバー制度導入時に、マイナンバーカードに電子証明書を標準搭載し、公的機関に限られていた利用を民間にも開放。



公的個人認証制度の概要②（電子証明書について）



署名用電子証明書

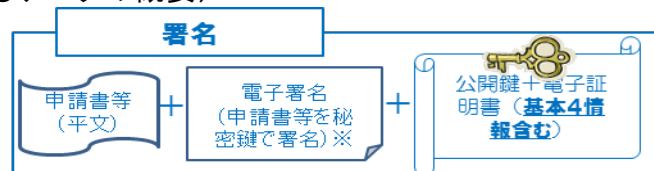
(性質)

インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※ 電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

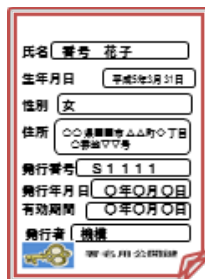


署名用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

利用者証明用電子証明書

(性質) (マイナンバー制度導入時(H27)に追加、H28～利用開始)

インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)

利用者証明

公開鍵+電子証明書



利用者証明用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報の記録なし

○母子健康情報サービスのマイナンバーカードの活用

妊娠中・子育て中のママと家族へ向けた未来型健康支援・子育て支援サービス

➤ 母子健康手帳に記録されている情報や子育てに関する情報を電子化・ウェブ化することで、いつでも、どこでも、安心して情報を提供するサービス

➤ 提供される情報・サービス

- ・自治体からのお知らせ
- ・日記機能
- ・はじめて記念日
- ・法定健診結果のデータ連携
- ・予防接種履歴のデータ連携
- ・予防接種のスケジュール管理
- ・ご家族や遠方の祖父母との情報共有機能

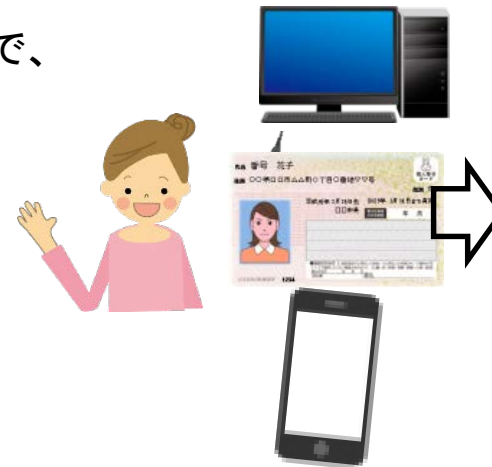


マイナンバーカード1枚
で利用登録！

スマートフォン・パソコン
で情報閲覧可能！

➤ マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、安全に、正確に本人確認を実施し、スマートフォン、パソコンで情報・サービスの利用が可能

➤ 母子健康サービスの品質向上とコスト削減を図れ、さらに住民との接触機会が増加



○マイタク(でまんど相乗りタクシー)のマイナンバーカードの活用

平成28年より導入しているマイタク※の利便性向上のため、
マイナンバーカードを活用する実証実験を平成29年度に開始

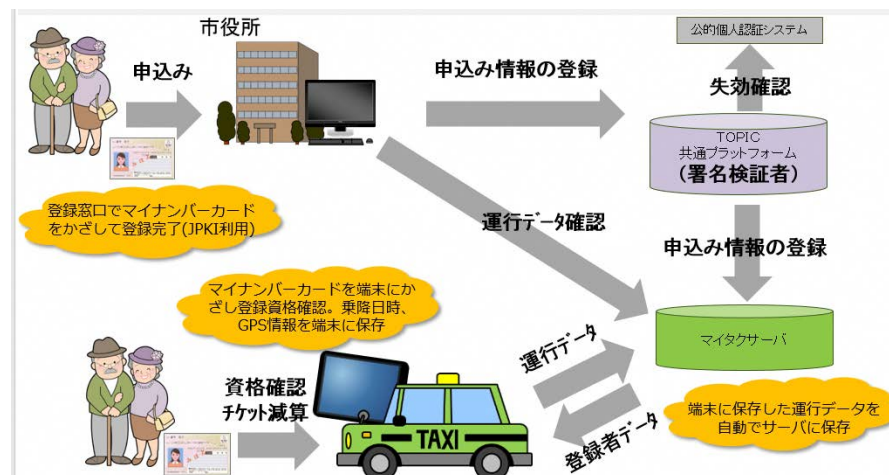
※マイタク:高齢者など移動困難者がタクシーを利用する際の運賃補助制度。利用登録を行うことで利用者へ利用登録書と利用券が発行され、タクシー利用時に提示することで運賃補助を受けることができる。

○マイタク利用のフロー

- (1)マイタク申請者のマイナンバーカードの空き領域にカードAPを書き込み(市役所・支所の窓口)
※条例制定以降に交付されるマイナンバーカードには、交付前に事前にカードAPを書き込み
- (2)マイタクの利用登録(市役所・支所の窓口)
※カードAPの書き込みがない申請者には、(1)と(2)を同時に実施
- (3)タクシー内に設置している端末にマイナンバーカードをかざして利用
自動で割引料金を計算
- (4)端末から運行データをマイタクサーバーにアップデート、データ確定処理等を行い、
利用明細書を作成
- (5)マイタクサーバーの精算データを利用し、精算手続きを実施

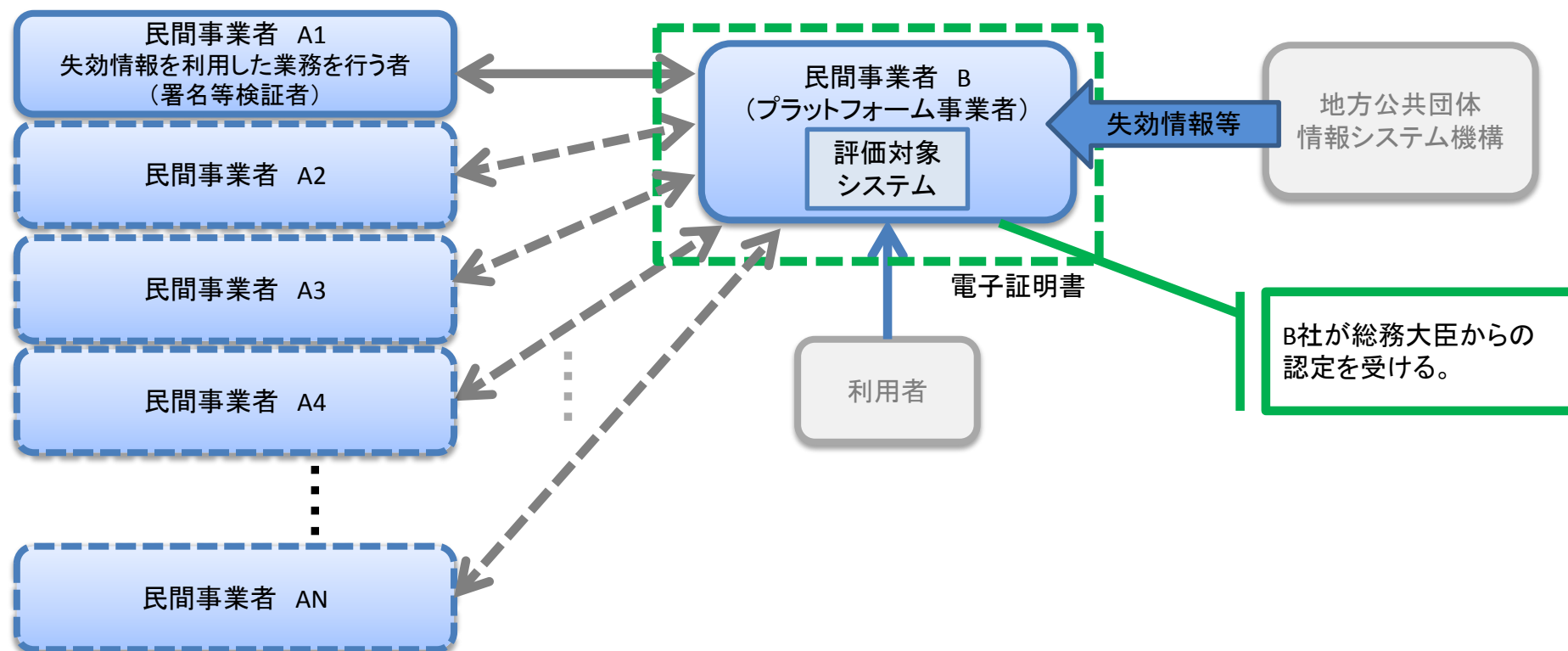
○マイナンバーカードによる電子化・自動化により以下の効果が得られる

- 利用登録証、利用券がマイナンバーカード1枚に
- 利用登録から即日利用可能
(現行では、利用登録や利用券等の発送に2週間必要)
- 利用料金の計算、利用条件の確認等を自動化
- 運行履歴データの作成や割引条件の変更も自動対応



「プラットフォーム事業者」を活用した公的個人認証サービスの利用の推進について

- 公的個人認証サービスの利用のために必要となる「電子証明書の受付・有効性確認等のためのシステム」を、各民間事業者（署名等検証者）が個別に整備・運用するのではなく、特定事業者（いわゆる「プラットフォーム事業者」）が整備し、これを、各民間事業者が利用することとすれば、いわゆる「割り勘効果」により、各民間事業者の導入・利用コストを大きく削減することが期待できる。
- こうした、プラットフォーム事業者を活用した公的個人認証サービスの利用の拡大を推進するため、制度面において、以下の趣旨の措置を講じている。
 - ① 「総務大臣の認定」（法17条1項6号）について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が認定を受けることができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。
 - ② 「機構への届出」（法第17条第1項）について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が届出を行うことができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。



公的個人認証サービスの民間利用

民間事業者においても住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で、公的個人認証サービスの活用が進んでいる。

事業者名	公的個人認証の活用事例
1. 日本デジタル配信(株)	CATVを用いた年金支給に係る現況確認(実証事業)
2. ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構	パソコン等での母子健康情報の閲覧
3. NTTコミュニケーションズ(株)	MVNOサービスの契約
4. (株)NTTデータ	プラットフォーム
エスクロー・エージェント・ジャパン	住宅ローンのオンライン契約
日本郵便(株)	電子レターの受取り(MyPost)
(株)DMM. Com証券	オンラインでの証券口座開設
カブドットコム証券(株)	オンラインでの証券口座開設
マネックス証券(株)	オンラインでの証券口座開設
5. GMOグローバルサイン	プラットフォーム
GMOクリック証券(株)	オンラインでの証券口座開設
(株)ゲットスターグループ	携帯電話のレンタル契約
共同印刷(株)	来場管理、不正転売防止

事業者名	公的個人認証の活用事例
6. サイバートラスト(株)	プラットフォーム
(株)シーイーシー	子育てワンストップ支援
大日本印刷(株)	オンラインバンクの口座開設(ジャパンネット銀行と連携)
(株)ジャパンネット銀行	オンラインバンクの口座開設(大日本印刷と連携)
(株)TRUSTDOCK	オンラインでの本人確認サービスの提供
7. (株)システムコンサルタント	オンラインでの電子契約サービス
8. (株)野村総合研究所	プラットフォーム
野村証券(株)	オンラインでの証券口座開設
9. 凸版印刷(株)	プラットフォーム
(株)三菱UFJ銀行	住宅ローンのオンライン契約
10.(株)サイバーリンクス	流通業における電子契約
11.日本医師会	HPKIカードの発行
12.(株)日立製作所	健診情報閲覧時の本人確認

【平成31年3月末現在】

※大臣認定を受けている事業者は12社(表中網掛け)

民間利用事例①(新規証券口座開設時のマイナンバー取得及び本人確認)

・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

<公的個人認証サービスの利用>

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

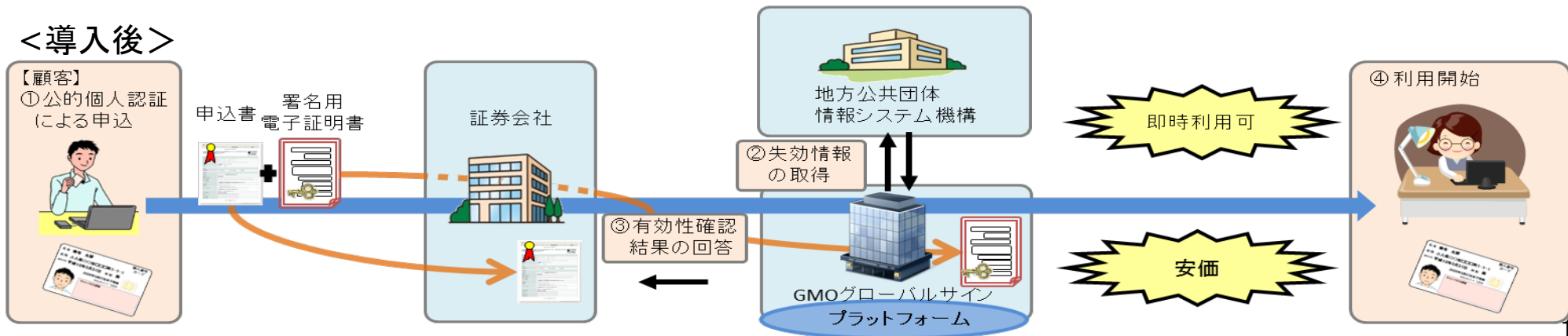
公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

<サービス開始日> 2016年11月26日

<現状>



<導入後>



民間利用事例②(住宅ローン契約手続を電子化するサービス)

・凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

<従来の住宅ローンの契約の方法>

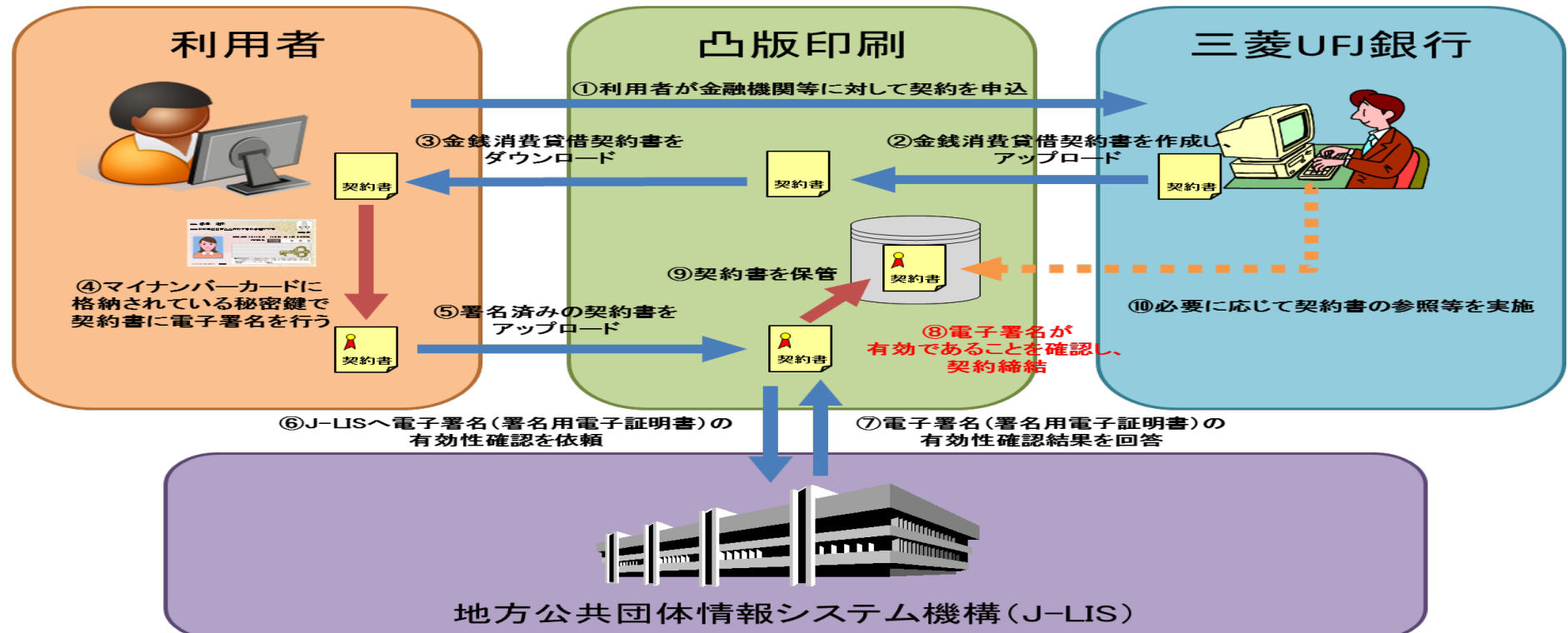
従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

<公的個人認証サービスの利用>

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店の必要がなくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要がなくなる

<サービス開始日> 2017年5月1日 ※三菱地所レジデンス、東急リバブルと協働で開始



コンビニ交付サービスの普及拡大

全国のコンビニエンスストア(約54,000)等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
平成30年12月3日時点	555	9,007万人
平成30年度末見込み	602	9,467万人

【地方財政措置による支援】

自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・ 措置率1/2 上限額6,000万円
- ・ 措置期限 平成31年度(期限までの導入で3年間の措置)

※ 平成31年度末の対象人口 1億人を目標

年度別コンビニ交付通数

種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住民票	360,944	432,348	748,120	1,273,478
住記載	1,260	2,213	6,310	14,418
印鑑	326,237	393,904	664,150	1,086,274
税	31,075	46,253	87,051	175,997
戸籍	20,518	24,643	47,196	112,210
附票	2,103	2,951	5,714	11,872
合計	742,137	902,312	1,558,541	2,674,249



● 取得できる証明書

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 住民票記載事項証明書※
- ・ 各種税証明書※
- ・ 戸籍証明書※
- ・ 戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。

導入のメリット

- ・ 住民の利便性向上
- ・ 窓口業務の負担軽減
- ・ 証明書交付事務コストの低減

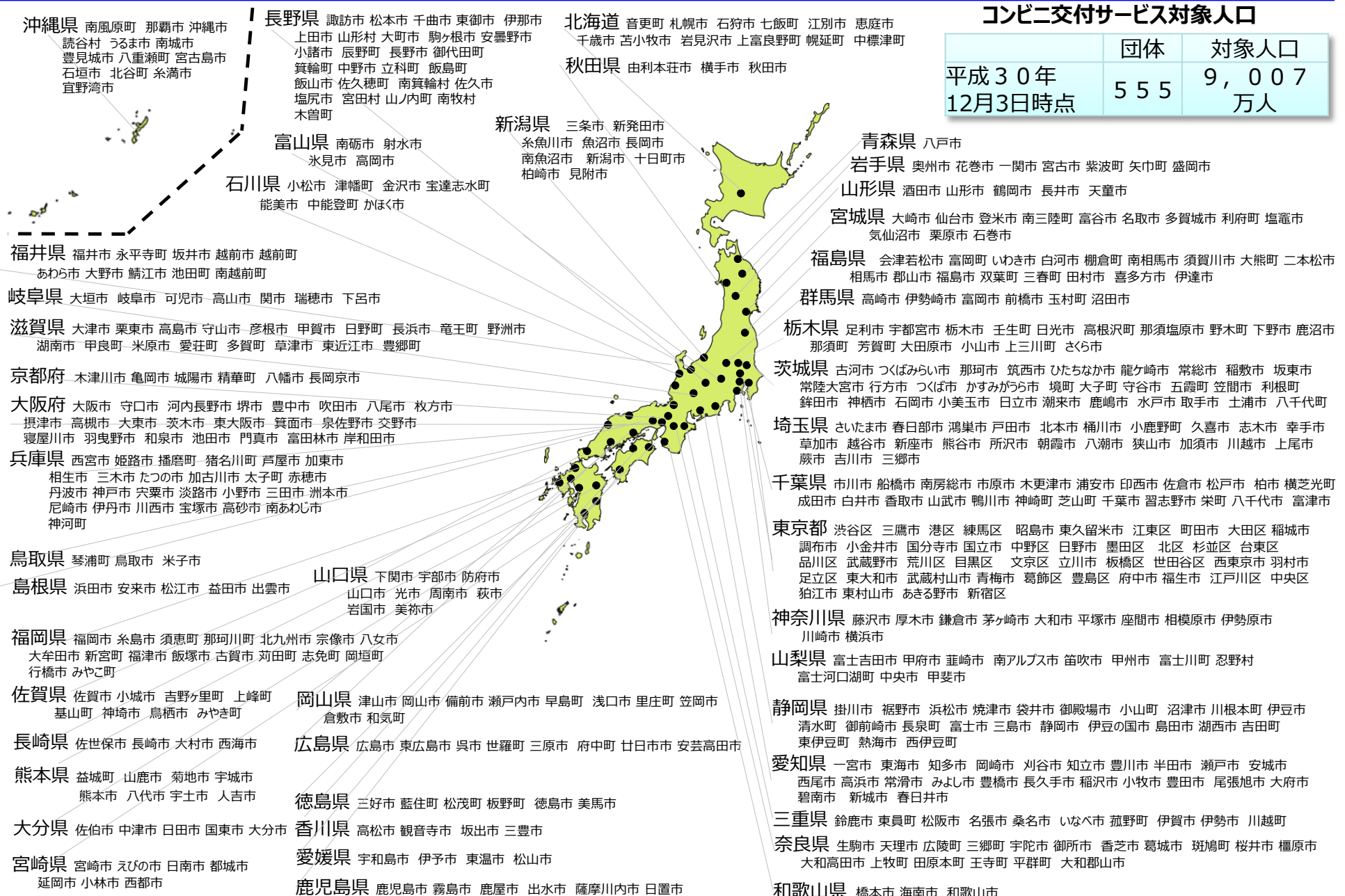
いつでも 早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日も対応

どこでも 全国の約54,000店舗で交付を受けられる

市区町村の参加状況

コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成30年 12月3日時点	555	9,007 万人



マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用に向けた論点

1 マイナンバーカードの普及

1. 全体スケジュール

- ✓ マイナンバーカードの普及に係る工程表

2. 施策

①健康保険証

- ✓ 2020年度から本格運用開始（通常国会に法案提出予定） 等

②自治体ポイントへのプレミアム付与

- ✓ 2020年度、臨時・特別の措置として実施する消費活性化策（平成31年度予算案に準備経費計上） 等

③カードの取得・更新手続きの負担軽減

- ✓ カード申請・交付機会の拡大、円滑かつ確実に更新可能な手続負担の軽減 等

④カードの利便性、保有メリットの向上

- ✓ 民間利用、コンビニ交付サービスの普及拡大 等

⑤カードの利活用シーンや安全性、身分証明書(ID)としての役割を広報

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

参考：厚生労働省公表資料

平成31年2月15日閣議決定

改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. オンライン資格確認の導入**【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）、船員保険法】
 - オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止（告知要求制限）する。
- 2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設**【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- 3. NDB、介護DB等の連結解析等**【高確法、介護保険法、健康保険法】
 - 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。（DPCデータベースについても同様の規定を整備。）
- 4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等**【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
 - 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。
- 5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化**【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】
 - 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
 - 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。
- 6. 審査支払機関の機能の強化**【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
 - 社会保険診療報酬支払基金（支払基金）について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
 - 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する（支払基金・国保連共通）。
 - 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する（支払基金・国保連共通）。
- 7. その他**
 - 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。【国民健康保険法】

施行期日

平成32年4月1日（ただし、1については公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、2は平成31年10月1日、3並びに6(2)及び(3)は平成32年10月1日（一部の規定は平成34年4月1日）、5(2)及び7は公布日、6(1)は平成33年4月1日）

(1) オンライン資格確認の導入

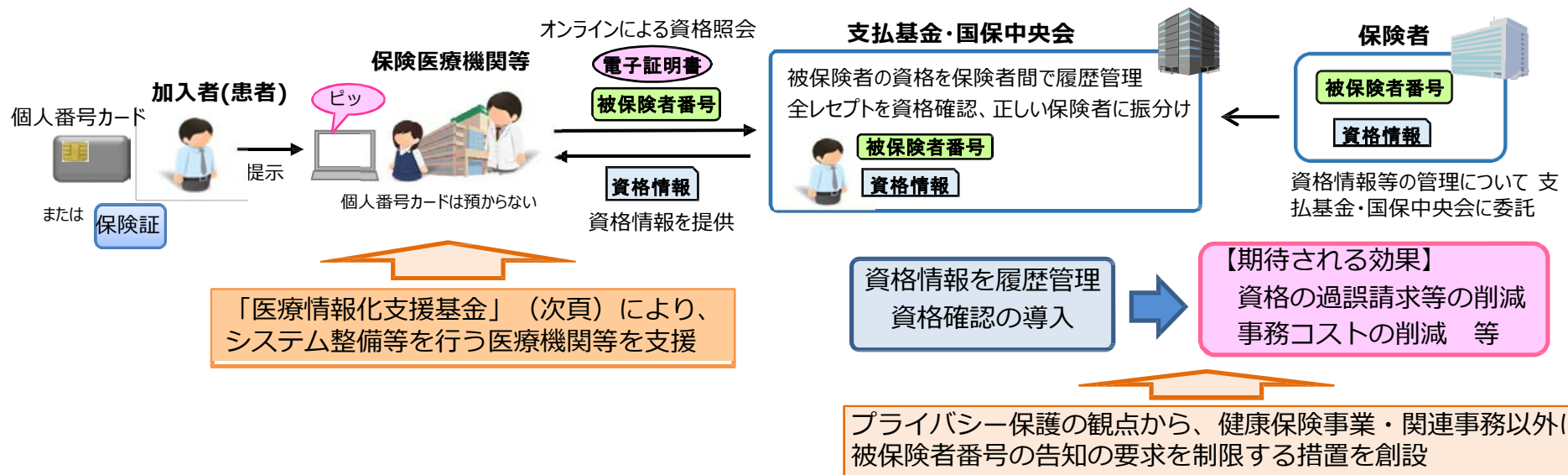
- ① 保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認を導入する。
- ② 国、保険者、保険医療機関等の関係者は、個人番号カードによるオンライン資格確認等の手続きの電子化により、医療保険事務が円滑に実施されるよう、協力するものとする。
- ③ オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局の初期導入経費を補助するため医療情報化支援基金を創設する（次頁参照）。

(2) 被保険者記号・番号の個人単位化、告知要求制限の創設

- ① 被保険者記号・番号について、世帯単位にかえて個人単位（被保険者又は被扶養者ごと）に定めることとする。
これにより、保険者を異動しても個々人として資格管理が可能となる。
※ 後期高齢者医療制度の被保険者番号は現在も個人単位なので変わらない。
- ② プライバシー保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。

※ 告知要求制限の内容（基礎年金番号、個人番号にも同様の措置あり）

- ① 健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。
- ② 健康保険事業とこれに関連する事務以外で、業として、被保険者記号・番号の告知を要求する、又はデータベースを構成することを制限する。
これらに違反した場合の勧告・命令、立入検査、罰則を設ける。



- 消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減に対応して、中小・小規模事業者向けに、消費者へのポイント還元等の支援策を実施した後、消費活性化のため、一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントへのプレミアムポイントの付与に対する支援を検討。実施に向けて、自治体によるマイキープラットフォームの活用を促すなど、必要な環境整備を促進
- 平成31年度予算においては、臨時・特別の措置として、マイナンバーカードを活用した消費活性化のための準備経費を計上

1. 対策の規模・効果

- ・マイキープラットフォーム等の普及状況、事業者の事務負担、利用者の利便性等を踏まえ、具体的な制度内容を検討
- ・対策の実施により、ポイント還元等の支援策の終了後においても、消費の活性化を継続実施

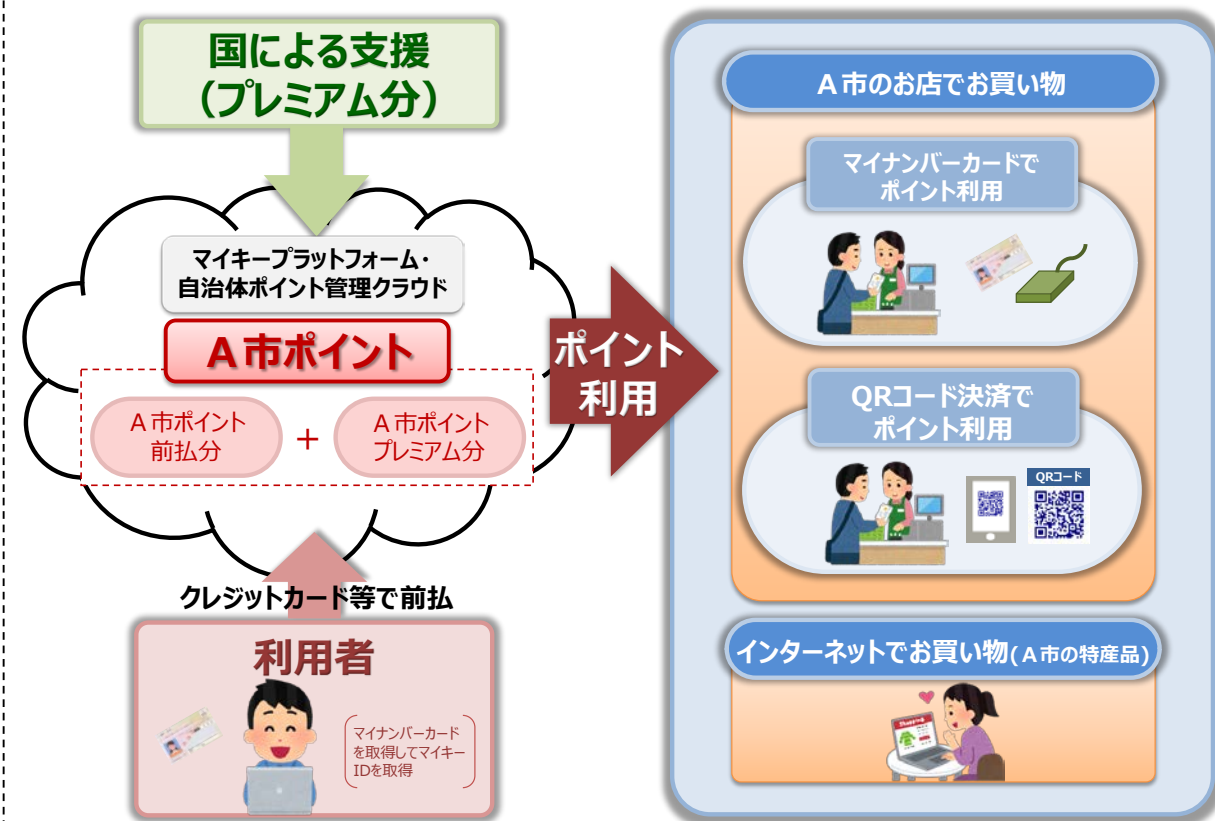
2. 2019年度の実施

- ① プレミアムポイント付与に必要な既存システム改修等（自治体ポイント購入機能、QRコード決済機能等）
- ② マイキープラットフォーム等に関する積極的な広報、マイキーID作成支援や店舗募集等

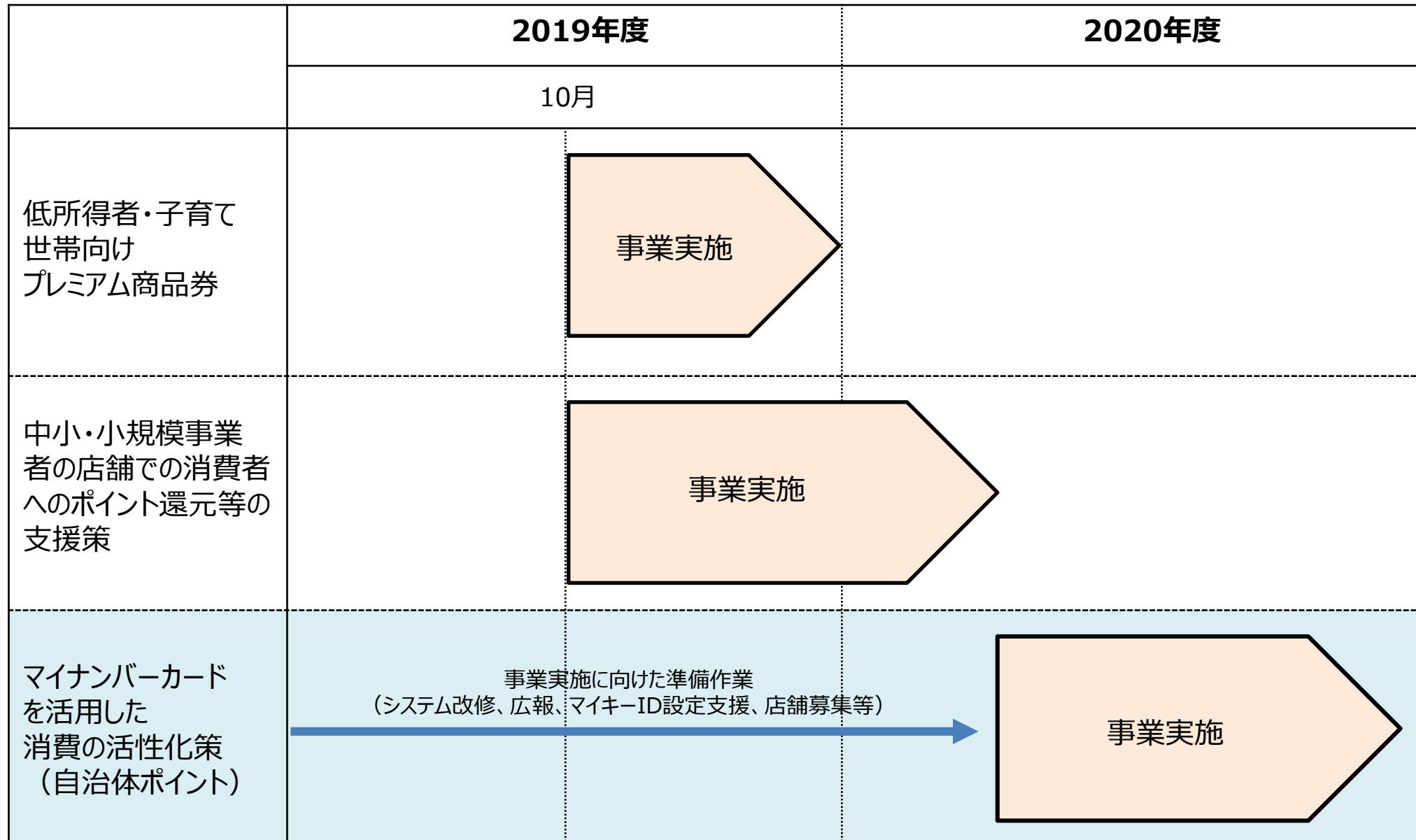
3. 2020年度の実施

自治体ポイントに対するプレミアムポイントの付与、地域でのポイント利用（消費の活性化）

検討している事業イメージ



参考：3つの対策の実施スケジュール（イメージ）



自治体ポイントの取得方法と使い方

プレミアムポイントの取得方法(2020年度)

STEP
1

マイナンバーカード
を取得する。



STEP
2

マイキーIDを設定
する。



STEP
3

前払
(例: 10,000円)



※自治体
ポイントを
クレジット
カードなど
で購入

STEP
4

プレミアム付与
(例: 1,000円)

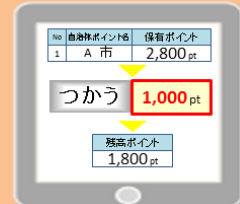


使い方①

商店で買い
物をする。



自治体ポイ
ントで精算
する。



※QRコード決済も可能にする

現行(2017. 9. 25以降)

STE
P1

マイナンバーカードを取
得する。



STE
P2

マイキーIDを設定する。



STE
P3

【手段1】

民間企業のポイントやマイル
を自治体ポイントに交換する。



【手段2】

地域でボランティアや健
康イベントなどに参加し
てポイントを貯める。

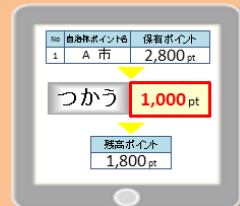


使い方②

オンライン
ショップで買
い物をする。



自治体ポイ
ントで精算
する。



マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン一覧

対応スマートフォンの機種数

Android 62機種※（2019年2月21日現在）

※事業者ごとに計上

2016年

【シャープ製】

ドコモ1機種、au2機種、
ソフトバンク1機種、MVNO1機種



【富士通製】ドコモ2機種



2017年

【シャープ製】

ドコモ2機種、au3機種、ソフトバンク3機種、Y!mobile1機種
UQ3機種、J:COM1機種、MVNO2機種



【富士通製】ドコモ4機種



【ソニー製】

ドコモ2機種、au1機種、ソフトバンク1機種



2018年春夏

【シャープ製】ドコモ1機種、au1機種、ソフトバンク1機種、
Y!mobile1機種、MVNO1機種



【ソニー製】ドコモ3機種、au2機種、ソフトバンク1機種



【サムスン製】ドコモ2機種、au2機種



【富士通製】
ドコモ1機種



【トリニティ製】
SIMフリー1機種



2018年秋冬

【シャープ製】

ドコモ1機種、au1機種、
ソフトバンク2機種、UQ1機種、MVNO2機種



【富士通製】
ドコモ1機種



【ソニー製】

ドコモ1機種、au1機種、
ソフトバンク1機種



【サムスン製】

ドコモ2機種、
au1機種



【京セラ製】
au1機種



出張申請受付方式の推進

1. 概要

- 出張申請受付方式は、企業や商業施設などに市町村職員が出向き、申請受付を行う方式
- 生活に身近な場所での申請機会を創出できることに加え、申請受付時に本人確認を行うことから、交付時に来庁することなくカードを取得可能であり、住民の負担軽減が可能

2. 取組状況

(1)実施団体数 71団体(平成30年4月時点)

(2)実施状況

- | | |
|--------------|----------------|
| ・企業(川崎市ほか) | ・銀行(神戸市) |
| ・県庁(水戸市ほか) | ・確定申告会場(杉並区ほか) |
| ・市役所(水戸市ほか) | ・公民館(佐賀市ほか) |
| ・警察署(神戸市ほか) | ・総合病院(酒田市) |
| ・税務署(中津市ほか) | ・新聞社(岡谷市) |
| ・郵便局(苫小牧市ほか) | ・イオン(神戸市ほか) |

(3)実施内容

- ・地元新聞紙面や市報などにより、イベントの事前周知を行い、当日は「通知カード」と「身分証明書」の持参を依頼
- ・タブレットによる無料顔写真撮影を実施

(4)これまでの取組

- ・企業での出張申請受付の積極的な実施を経済団体あて要請 (平成29年11月通知)
- ・出張申請受付の実施方法をまとめたガイドブックを市町村に発出(平成31年1月通知)

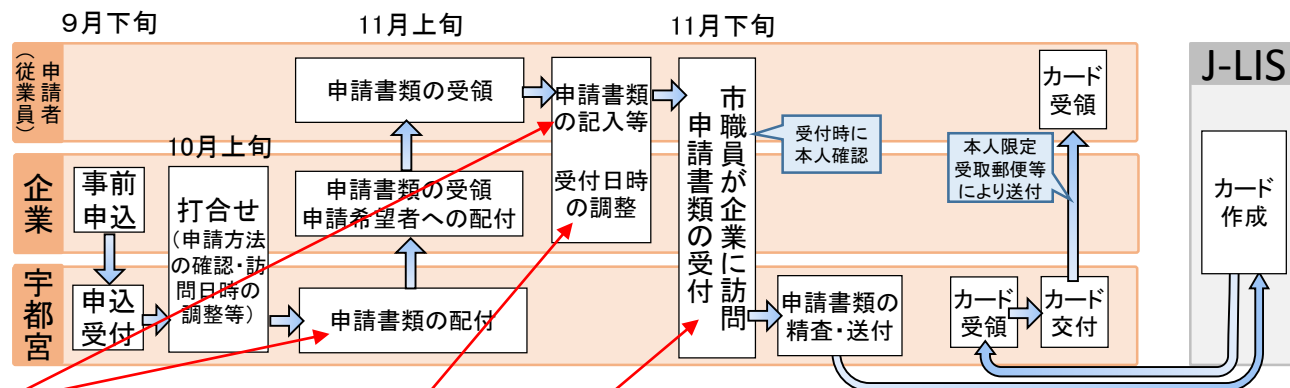
○地元企業と連携し、大規模な「企業等一括申請」を実施

◆実施期間・時間帯：
・4日間(平成29年11月20日(月)～22日(水)、30日(木))
・10時～16時(うち昼休み1時間)

◆申請受付件数：
・約660名 うち市外住民約120名



- ・ 企業側・行政側の事前準備（約2ヶ月間）により、当日の対応時間・負担を最大限圧縮
- ・ 申請書記入及び本人確認書類の写しの持参を予め依頼。当日は、①書類の不備確認、②本人確認のみ対応。



・企業を通じて申請書様式を配付、事前記入
・本人確認書類の写しの用意

- ・15分刻みでの申請者スケジュール表作成
- ・申請者の申請書記入サポート

- ・市民課個人番号担当のうち、3～4名で対応。1名×1窓口
- ・概ね1名2～3分で処理

・市外住民について住所地区町村への事前連絡(住所等変更有無の事前確認が可能)
※約660名のうち約120名(約2割)が市外住民

職員証・社員証としての利用事例①(徳島県)

- マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証
- マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン（セキュリティ強化）

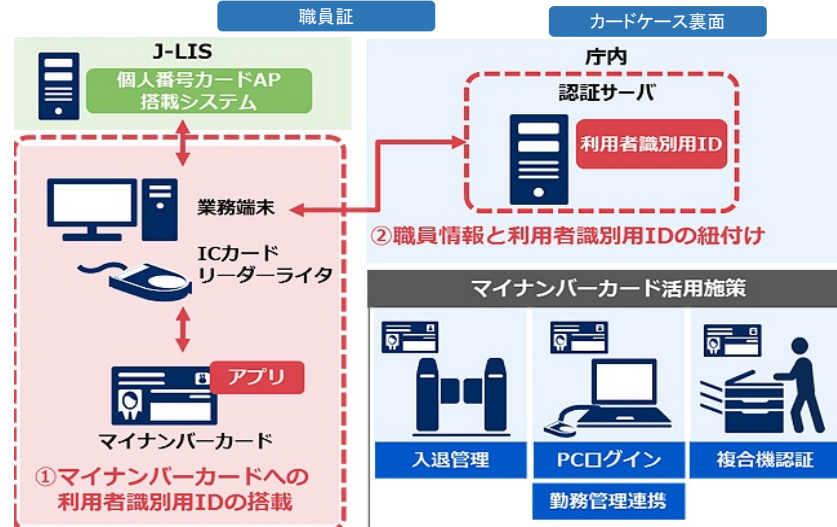
1 マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証

- 職員証(マイナンバーカードの顔写真部分と氏名部分が透明となっているもの)とマイナンバーカードを重ね合わせ、専用のカードケースに挿入することで、顔写真入り職員証として使用
- なお、マイナンバーを外から見られないよう、カードケースの裏面は非透明



2 マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン

- マイナンバーカードの空き領域へ利用者識別のためのアプリケーションを組み込むことで、マイナンバーカードをパソコンへのログイン、特定のセキュリティ管理区域への入室時の本人確認に活用
- パスワードによる認証では、同じパスワードの使いまわし等、セキュリティ強度低下のリスクが常に存在することを解消



※徳島県は上図の「複合機認証」は実施していない。

職員証・社員証としての利用事例②(NTTコミュニケーションズ株式会社)

社員の認証が必要となる様々なシーンで、マイナンバーカードの空き領域を利用

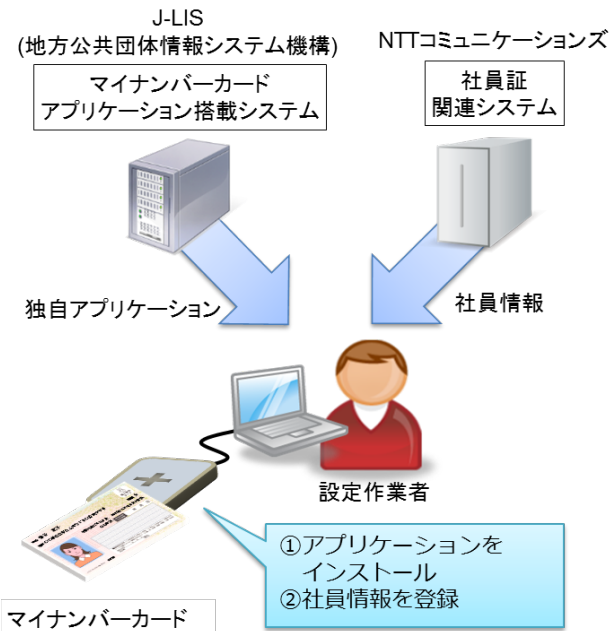
<利用シーン>

- ① NTTコミュニケーションズの本社ビル（大手町）への入退館
- ② セキュリティエリアへの入退室
- ③ 業務用パソコン・複合機の利用

<利用開始時期> 2019年1月

※ 当初は本社ビル（社員約**5,000人**）で利用を開始し、順次他のオフィスビルへの拡大も検討中

(ICチップの利用開始準備)



社内における各種認証が可能に



デジタル手続法案※関係資料

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

デジタル手続法案※の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認**や**手数料納付**も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- 行政機関間の**情報連携**等により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

デジタル手続法案の概要②

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- ・ **国外転出者の本人確認情報の公証**（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- ・ **国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用**
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- ・ **本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証**（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり実現（オンライン手続・本人確認、添付書類省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- ・ **利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）**
- ・ **個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）**

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- ・ **罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加**
- ・ **社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加**

【デジタル手続法案】 住民基本台帳法等の一部改正部分 概要

背景・必要性

本改正における対応

社会のデジタル化への対応

▶ 国外転出者に関する手続のオンライン化

- ◆ マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。国外に転出して住民票が消除されると利用できない現状
- ◆ 国外に滞在する日本人の増加
H29:約135万人(外務省調べ)

- 国外転出者の本人確認情報の公証
- 国外転出者による公的個人認証(電子証明書)・個人番号カードの利用

(国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を認証基盤に活用)

・戸籍の附票の記載事項追加、附票ネットワーク(仮称)構築
【住民基本台帳法改正】

・国外転出者の個人番号カード・公的個人認証の発行等
【マイナンバー法・公的個人認証法改正】

施行期日:公布の日から5年以内で政令で定める日

▶ 情報システムを活用した行政事務(マイナンバー制度等)拡大への対応

- ◆ 住民票は、マイナンバーや住民票コードを記載した原本。長期かつ確実な保存が必要

- 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証(除票の除票簿への保存等) 【住民基本台帳法改正】

保存期間延長を政令改正で措置

(現行)5年間⇒(改正後)150年間

土地所有問題等への対応

- ◆ 過去の居住関係の公証が必要

施行期日:公布の日から20日が経過した日

(5年超保存する除票の写し等の交付については、公布の日から3年以内で政令で定める日から適用)

▶ オンライン本人確認手段の利便性向上

- ◆ オンライン手続・サービスの多様化
- ◆ マイナンバーカードの健康保険証としての活用が2020年度から本格運用開始予定

- 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大(暗証番号入力を要しない方式) 【公的個人認証法改正】

施行期日:公布の日から1年以内で政令で定める日

▶ マイナンバーカードの取得の促進

- ◆ 通知カードからマイナンバーカードへの移行促進

- 個人番号カードへの移行拡大(通知カードの廃止)
【マイナンバー法改正】

施行期日:公布の日から1年以内で政令で定める日

国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正概要

改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
 - 国外に長期滞在する日本国民が増加
 - デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり
- 例) ・マイナポータルの利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に
・将来的には在外投票におけるインターネット投票

<参考> ・国外に滞在する日本国民 約135万人(平成29年)
※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍
・年間に出国する日本国民 約17万人(平成29年)

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、
国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現

住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票ネットワーク(仮称)の構築
 - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
 - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
 - i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効 等)
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備
 - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効

マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
 - i) 附票管理市町村長が発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

施行期日: 公布の日から5年以内で政令で定める日

本人確認情報の長期かつ確実な保存(除票の除票簿への保存等)関係 改正概要

改正の背景

- 住民票情報は情報システムを活用する行政事務の基盤(マイナンバーや住民票コードの原本)
例) マイナンバー制度の活用により、年金など長期にわたり個人情報システム上管理する事務が効率的に実現可能
 - 土地所有問題への対応など、現在の居住関係の公証につながる「過去の居住関係」が公証されることへのニーズの高まり
例) ・土地所有者の探索 ・休眠預金の活用時の同一人性の証明 ・車の廃車や譲渡時の同一人性の証明 等
- ◆経済財政運営と改革の基本方針2018／未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)
所有者不明土地等について、基本方針等に基づき、期限を区切って対策を推進する。(略)また、住民票等の除票の保存期間の延長についても引き続き検討する。
- 市町村によっては、法令の保存期間を超えて保存し、条例に基づき「写し」の交付を行っている現状に対応

住民基本台帳法の一部改正

本人確認情報の長期かつ確実な保存のため、住民票等を削除した後も「除票」として保存

- ① 「除票(簿)」、「戸籍の附票の除票(簿)」の位置付け
- ② 住民票の除票、戸籍の附票の除票の写しの交付等の制度の明確化
- ③ 安全管理措置や不正取得に対する罰則等の保護措置の規定

- i) 住民票の除票、戸籍の附票の除票についての市町村長の安全管理義務
- ii) 偽りその他不正の手段による写しの取得への罰金等

公証基盤として制度上明確に位置付け
長期かつ確実な保存を実現

保存期間延長を政令改正で措置
(現行)5年間⇒(改正後)150年間

施行期日: 公布の日から20日が経過した日

(5年超保存する除票の写し等の交付については、公布の日から3年以内で政令で定める日から適用)

改正の背景

- デジタル化に伴う公的個人認証(電子証明書)の利用範囲拡大を見据え、利用方法の多様化が必要
- マイナンバーカード・公的個人認証の健康保険証としての活用が2020年度から本格運用開始予定
- 医療機関窓口では、多様な疾患を持つ患者の本人確認を円滑に行うことが必要



利用者証明用電子証明書

発行番号 R 2 2 2 2
 発行年月日 〇年〇月〇日
 有効期間 〇年〇月〇日
 発行者 機構



利用者証明用
公開鍵

- ・4情報なし
- ・マイナポータルログイン等
- ・利用に4桁の暗証番号

署名用電子証明書

氏名 霞 太郎
 生年月日 〇年〇月〇日
 性別 男
 住所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

発行番号 S 1 1 1 1
 発行年月日 〇年〇月〇日
 有効期間 〇年〇月〇日
 発行者 機構



署名用公開鍵

- ・4情報あり
- ・電子申告(eTax)等
- ・利用に6～16桁の暗証番号

電子証明書のうち利用者証明用電子証明書について暗証番号入力を要しない利用方法を導入

公的個人認証法の一部改正

- 特定利用者証明検証者の認可制度の創設
 - ・総務大臣による事前認可・変更認可(認可及び認可取消しの基準)
 - ・特定利用者証明検証者証明符号の授受
 - ・特定利用者証明検証者証明符号の適切管理義務・目的外利用の禁止、秘密保持義務
 - ・総務大臣による報告徴収

施行期日: 公布の日から1年以内で政令で定める日

マイナンバーカードへの移行促進(通知カードの廃止)関係 改正概要

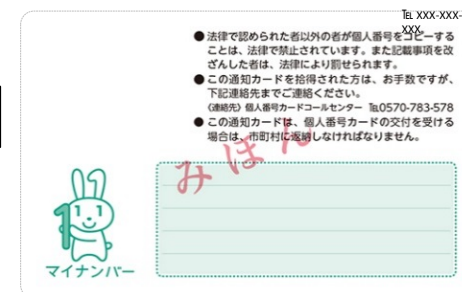
改正の背景

- 制度施行後、全国住民にマイナンバーを通知するほか、まず必要となる職場等へのマイナンバー提出時に証明書類として役割
- 転居時等における記載事項変更の手続が、住民及び市町村職員の双方に負担
- デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくべきとの議論

表



裏



「通知カード」と記載事項変更等の手続を廃止し、負担軽減とマイナンバーカード普及を実現

マイナンバー法の一部改正

- ① マイナンバー付番後は、通知カードに依らず、「通知」する
- ② 通知カードの記載事項変更等の手続を廃止
- ③ 施行日時点で交付されている通知カードは、その記載事項に変更がない又は正しく変更手続きがとられている限りは、マイナンバー証明書類として利用(経過措置)

施行期日: 公布の日から1年以内で政令で定める日